

「キャンプ砂防 2017」 支援金の運用条件

キャンプ砂防推進協議会

「キャンプ砂防」は、国土交通省の砂防関係機関における就業体験や中山間地域での生活体験を通じて、参加学生の学習意欲を喚起し、高い職業意識を育成するとともに、砂防関係事業に対する理解を深め、土砂災害防止に関する意識を向上させることを目的としています。

「キャンプ砂防」という名称は、国連難民高等弁務官を勤められた緒方貞子氏が始められた「キャンプ・サダコ」（世界各国の若者が難民援助の現場を実際に体験する研修プログラム）にちなんで名付けられました。（決して屋外泊をしながら砂防を勉強することではありません。）

「キャンプ砂防推進協議会」は、上記の学習の一助とすべくキャンプ砂防に参加する学生（以下、キャンプ生）の現地における活動費を支援します。ただし、定められた会計処理規約（別紙1）及び本運用条件を遵守し且つ所定の研修日誌及びレポート、アンケート等を提出することを条件とします。

「キャンプ砂防 2017」の支援内容・運用方法について、下記の通り決めましたので参照ください。

(1) 支援金の運用

支援金はキャンプ砂防修了後にキャンプ生本人に支給します。キャンプ生は、キャンプ砂防中の必要経費は各キャンプ生自らが支払いしてください。参加者同士での金銭の貸し借りなどトラブルの無いように心がけてください。万が一トラブルが発生しても自己責任において処理してください。

(2) 支援金の利用にあたっての注意事項

- 1) 受入事務所までの旅費交通費は必要経費に含まないため自己負担としてください。
- 2) 経費に不足があった場合は、追加の支援金支給はしないため自己負担としてください。
- 3) 仮に経費が余った場合は、返金の必要はありません。
- 4) 経費に関する領収証を必要としません。

(3) キャンプ生一人当たりの支給額

7,000円（税込）×（キャンプ砂防実施日数）の額（一律に支給します）

※受講初日の開始時刻に間に合わないなどの前日宿泊が生じる場合の宿泊費は支給しません。

(4) 支援金の支払いと受領方法

- 1) キャンプ砂防修了後に受入事務所から事務局（国土交通省砂防部砂防計画課）に「修了報告」があります。
- 2) これを受けて NPO 法人土砂災害防止広報センター（運営担当）からキャンプ生宛てに事前にメール等で連絡のうえ現金書留での郵送、または予め指定を受けた口座にキャンプ生分の必要金額をまとめて送金します。
- 3) キャンプ生は、キャンプ砂防修了後は1週間以内に「支援金送金依頼書（様式1）」に必要事項を記入のうえ下記の運営担当にメールにより提出してください。
- 4) キャンプ生は、支援金受領後は1週間以内に「支援金受領書（様式2）」にサイン・押印のうえPDFまたは写真をカラーで運営担当にメール送付により提出してください。

(5) 研修日誌及びレポート等の提出

キャンプ生は、キャンプ砂防終了日に研修日誌及びレポート、アンケート等を受入事務所に必ず提出してください。